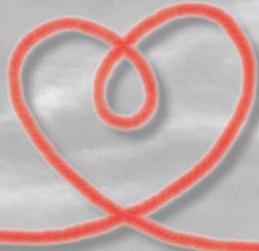


謹賀新年



変わらない「絆」をこれからも



変わるもの 変わらないもの

平成が終わり、時代はまたひとつ新しくなります。

振り返ればいろんな変化がありました。

一昔前まで携帯電話なんてありませんでした。

もちろんインターネットも、ホームページも。

時代の変化のスピードは想像以上で、

ちよつとついていけない部分もありますよね。

ただ、時代が変わっても、変わらないものがある。

それは私たちが積み上げてきた先生方との絆。

2019年

大阪府保険医協同組合は変わること恐れず、
変わらない「絆」を大切にしていきます。

これからも開業医のいちばん身近な存在として。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



2019 1 月号

医科組合員 4,135人
歯科組合員 3,099人
合計 7,234人
(2018年11月20日現在)

大阪府保険医協同組合
TEL 06-6568-2741
FAX 0120-02-9381
URL <http://e-mdc.jp>

保険医協同組合 1月休業日のお知らせ

日曜・祝日 第2・第4土曜日

年末年始 12月29日(土)～1月6日(日)

◆尚、業務時間は平日9:00～17:00、土曜9:00～12:00です。

開業医・勤務医だから入れる生命保険

2019年4月1日よりグループ保険が変わる!

(死亡・高度障がい保障)

大切な人のために、若くて健康な今こそグループ保険に加入しませんか?

若い先生は「自分はまだ元気だから大丈夫」とお考えでしょう。しかし20代での死亡原因では2位、30代では3位が不慮の事故です。住宅購入時や開業時の借入れの際に、銀行に言われて団体信用保険に加入した先生も多いのではないのでしょうか。しかし、借入時の団体信用保険はローン残額の返済に充てられるので、家族には保険金が残りません。家族のために、ぜひグループ保険をご検討下さい。

手厚い保障

手厚い保障

手厚い保障

手厚い保障

手厚い保障

手厚い保障

手頃な掛け金

手頃な掛け金

手厚い保障

手厚い保障

手厚い保障

手厚い保障

年齢	加入の場合	1億2000万円:	男性	女性
35歳	加入の場合	1億2000万円:	10,560円	6,600円
45歳	加入の場合	1億2000万円:	18,660円	14,100円

手厚い保障

手厚い保障

手厚い保障

ライフプランに合わせて毎年保障の見直しが可能

さらに配当金も
直近3年平均実績 **約20%**

※配当金は毎年変動します

お早めにご相談下さい。
保険のお問合せ・ご相談は、大阪府保険医協同組合・
保険共済部(TEL 06-6568-2230 担当:寺内・小野)
まで、お願い致します。



愛する人のために 谷川俊太郎

保険にはダイヤモンドの輝きもなければ、
パソコンの便利さもありません。
けれど目に見えない商品の価値には、
人間の血が通っています。
人間の未来への切ない望みがこめられています。
愛情をお金で表わすことはできません。
けれどお金で、愛情をこめるとはできます。
生命をまかすことにはできません。
もし愛する人のために、お金が使われるなら。

日本生命

“大切な人を想う”のいちばん近くで。

日本生命 NISSAY

責任を負うことになる要件は、 過失、結果、因果関係

医療事故が発生し、医療過誤(ミス)があった場合に生じる法的責任は、3つあります。

A 民事上の責任、B 刑事上の責任、C 行政上の責任、です。

A 民事上の責任は、医療事故によって患者が受けた損害を賠償する責任です。担当医だけではなく、担当医の雇用主である院長や医療法人も責任(使用者責任)を負います。

B 刑事上の責任は、医療過誤が、主に、業務上過失致死傷罪(刑法211条前段)に該当するか、刑事罰を受けるかどうかという問題です。業務上過失致死傷罪は、一定の業務を行っている者が、業務上必要な注意を怠ったことにより、人を死傷させた場合に刑事罰が科せられるもので、その法定刑は、5年以下の懲役もしくは禁固または100万円以下の罰金です。

C 行政上の責任は、医事に関し犯罪または不正の行為があったことについて、戒告、医業の停止、医師免許の取消しなどの行政処分を受けるかどうかという問題です。

医療事故が発生した場合に生じる法的責任の中心は民事上の責任(損害賠償責任)です。

民事上の責任(損害賠償責任)を負うこととなる要件は、①過失、②結果(損害)、③過失と結果との間の因果関係、の3つすべてが認められることです。



①過失

過失があるかどうかの判断は、医療行為時を基準に判断されます。医療行為から結果が生じるまでの一連の経過を後視的にみて(レトロスペクティブ)、当該医療行為が適切であったか

どうかを判断するのではなく、前方視的にみて(プロスペクティブ)、判断されます。後医は名医といわれるように、後視的にみれば、あらゆる医療行為が不適切であったということになりかねません。

また、過失の有無は、当該医療行為が、当該医療行為当時の医療水準に依っておこなわれたかどうかによって判断されます。その医療水準は、学問や研究の水準ではなく、臨床医学の実践における医療水準です。

②結果(損害)

医療事故により患者に損害が発生したことが必要です。客観的に発生しているとは認められない損害を請求することや、損害は発生しているけれども請求額が適正ではないことがありますので、これらは除外しなければなりません。

損害項目としては、治療費、通院交通費、入院雑費、入通院慰謝料、休業損害、後遺障害慰謝料、後遺障害逸失利益などがあります。

③過失と結果との間の因果関係(相当因果関係)

過失があり、損害が発生していたとしても、それでただちに損害賠償責任を負うものではありません。過失がなかったら、その結果が生じなかったという因果関係があることが要件とされます。

過失の有無の判断は前方視的に判断されますが、因果関係は、後視的に判断されます。因果関係は、客観的な事実の経過の判断ですので、たとえば、医学の進歩により、医療行為時点では解明されていなかった機序が、判断時点で解明されているような場合には、それに依って判断すべきということになります。

医療過誤の裁判でよく問題となるのは、当該医療行為が不適切であった、または、行うべき医療行為が行われなかった(不作為)場合で、仮に、適切な診療を行っていたら、結果の発生を免れたか、予後が変わったか、という点です。

仮に、適切な医療行為が行われていたとしても、同じ結果であったのであれば、因果関係はないということになります。

※下線は、協同組合がつけております。

医事紛争の 予防と 対応

Vol.2
(全6回)

フロントロー法律事務所 弁護士 胡健介